



保険証の取り扱いについて



＝ 保険証とは

健康保険に加入すると、1人1枚「健康保険被保険者証」(以下「保険証」)が交付されます。保険証は健康保険に加入しているという証明になり、病気やケガをしたとき保険医療機関等の窓口で提示すると、医療費の一部を負担するだけで受診することができます。

※仕事または通勤に起因するケガや病気の際、健康保険証は使用できません。このような場合は、労災保険(労働者災害補償保険)にて治療を受けていただくことになります。もちろん、パートやアルバイトで働いている方にも労災保険は適用されます。

＝ 紛失・盗難にはご注意ください!

保険証は**クレジットカードのように使用を停止することはできません**。万が一、紛失した場合や盗難にあわれた場合には、悪用(サラリーローン・偽造など)される可能性がありますので、**必ず最寄りの警察署に届け出てください**。また、会社の健康保険ご担当の方に申し出て、すみやかに再交付の手続きを行ってください。

※再交付後に保険証が見つかった場合は、見つかった保険証をご返却ください。

※保険証の紛失等による再交付申請が多くなっています。保険証の管理は十分にご注意ください。

＝ 保険証が交付されたら

保険証に印字されている氏名・生年月日・性別・資格取得年月日等の記載事項に誤りがないかをご確認ください。(誤りや変更等があった場合は、会社の健康保険ご担当の方にお申し出ください)誤りがなければ裏面の住所欄(必要に応じて臓器提供の意思表示欄も)に記入して、大切に保管してください。

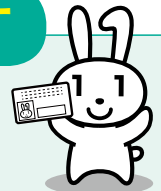
＝ その他の注意事項

- 1 保険医療機関等で診療を受ける際には、窓口で保険証をご提示ください。
- 2 保険証は医療機関等に預けたままにせず、ご自分で管理してください。
- 3 保険証を他人に貸与しないでください(法律により禁じられています)。
- 4 不正に保険証を使用した場合は、刑法により処罰を受けることとなります。
- 5 被保険者の資格がなくなった、または被扶養者でなくなったときは直ちに保険証を勤務していた会社(任意継続被保険者の方は当組合)にご返却ください。

マイナンバーカードを保険証として使用できます

マイナンバーカードを保険証として使用する際は、事前に登録が必要です。申込方法や使用できる医療機関等については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

マイナンバーカードを保険証として利用する本人のメリット



✔ より良い医療につながる!

本人同意のもと、特定健診(40歳～74歳までの健診)・薬剤情報・医療情報等を医師・薬剤師と共有すれば、より適切な医療を受けられます。

✔ 高額な医療費の一時的な支払いが不要に!

入院などで、医療費が高額になった場合に申請する「限度額適用認定証」の交付手続きが省略でき、高額療養費制度の限度額を超える一時的な支払いが不要になります。

※医療機関受診時に本人が同意する必要があります。

✔ 医療費控除の手続きが便利に!

マイナポータルを通じて医療費通知情報を入手できるようになり、所得税の確定申告に利用できます。

※ただし、整骨院や鍼・灸・あんま・マッサージ等の療養費の分は取得できません。

✔ ピッとするだけで、病院の受付を完了できる!

顔認証(または4桁の暗証番号)によりカードリーダーで本人確認、受付でかかる時間の短縮が期待できます。

✔ マイナポータルで特定健診・薬剤情報・医療情報等をいつでも確認できる!

マイナポータルから特定健診(40歳～74歳までの健診)・薬剤情報・医療情報等を閲覧できるので、自身の健康管理にも役立ちます。

✔ 処方箋が電子化され、紙で受け取る処方箋が不要になりました!

令和5年1月から処方箋の電子化が始まり、処方箋を医療機関から紙で受け取り、薬局に紙の処方箋を渡す必要がなくなります。

※対応していない医療機関・薬局やご自身が希望しない場合は、従来どおり紙の処方箋になります。

✔ マイナンバーカードが保険証として利用できるのは、オンラインで医療保険資格を確認できるシステムを導入している医療機関・薬局です。(ステッカーやポスターが目印)

✔ 現在は従来どおり、保険証で受診できます。

導入している医療機関・薬局はこちらで確認できます

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

